

別 紙

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第1条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村）、第4号（支援法施行令第1条第1号又は第2号に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満のものに限る。））及び第6号（支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合（※）における市町村（人口10万未満のものに限る。）で、その自然災害により5以上（人口5万未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

※ 平成28年台風第10号による災害では、岩手県において支援法（施行令第1条第3号）を適用。

【適用基準】

- ・室蘭市の人口は、88,585人であり、
人口10万未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
- ・南富良野町の人口は、2,555人であり、
人口5,000人未満であることから、滅失30世帯以上で1号に該当。
（滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）
- ・白老町の人口は、17,744人であり、
人口5万未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
- ・洞爺湖町の人口は、9,308人であり、
人口5万未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
- ・新得町の人口は、6,290人であり、
人口5万未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
- ・清水町の人口は、9,605人であり、
人口10万未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
- ・幕別町の人口は、26,764人であり、
人口10万未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。

◎人口は平成27年国勢調査による。